一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県岡崎市池金町字中大入三一、三一の一から三一の四まで、三二、五三の一二、五三の一七、五三の二一、五三の二三、五三の二七から五三の四五まで、五三の四八から五三の五二まで、字下落合七一の一四・七一の一六・七一の一八・七一の二六・七一の二七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、七一の一、七一の二、七一の一〇、七一の一五、七一の一七、七一の二〇から七一の二三まで、七一の二九から七一の三二まで、七一の三四から七一の四一まで、七一の四五から七一の七〇まで、七一の七三から七一の七八まで、七一の八二から七一の八八まで、七一の九二、七一の九五から七一の一〇〇まで、七一の一〇三から七一の一〇九まで、七一の一三四、七一の一四六、七一の一四八、七一の一五一、七一の一五二、七一の一五五、七一の一六一、七一の一六四、七一の一七〇、七一の一七一、字上落合一六の一、一六の一の二、一六の一の七から一六の一の一三まで、一六の一の一六、一六の一の一七、一六の一の二一から一六の一の二七まで、一六の一の二九から一六の一の四六まで、一六の一の四八から一六の一の五五まで、一六の一の六一まで、一六の一の六四、一六の一の六五、一六の二、一六の五から一六の八まで、一六の一〇、一六の一二、一六の一三、一六の一七、一六の一八、一六の二〇、一六の二三から一六の三三まで、一六の三九、一六の四一から一六の五六まで、一六の五八、一六の六〇から一六の六三まで、一六の六五から一六の六七まで、一六の七四、一六の七五、一六の七七から一六の九八まで、一六の一〇一、一六の一〇七から一六の一〇九まで、一六の一一一から一六の一一四まで、一六の一一九から一六の一二二まで、一六の一二四から一六の一二八まで、一六の一四二、一六の一五一、字下北山二の二〇・二の二一・二の二四・二の二五・二の二八・二の三二から二の三四まで・二の三六・二の三七（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、二の六、二の一〇、二の一一、二の一三から二の一九まで、二の二六、二の二七、二の三〇、二の四二、二の四五から二の四八まで、二の七五、二の七七から二の八一まで、二の八三から二の八七まで、二の一〇八、二の一一六、二の一二二、三八の一、三八の二、三九の一、三九の三、四〇の一、字蛇ノ入一の五、一の一四、一の一五、一の二〇から一の二五まで、一の二八、一の二九、一の五四、字下大沢三四の一二、三四の一五から三四の二九まで、三四の三三から三四の四二まで、三四の四五から三四の五〇まで、三四の九四、三四の九六から三四の一〇〇まで、三四の一〇四、三四の一二四、字蟬田二六の八、二六の九、三一の二、三一の三、三三、三三の二から三三の五まで、三四の一、字上大入一一の五、一一の七、字下大入六一の二、六一の一〇、字東上落一六の一、一六の三、字西上落二五の四、二五の八、字上北山九八の七、九八の八、九八の一二、九八の一三、九八の一六、九八の一七、九八の二二、九八の二五から九八の二七まで、九八の三八、字金山七六の五九から七六の六一まで、字外畑一、一の一、字椿沢一の一七から一の二〇まで、一の二三、一の二四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県岡崎市秦梨町字土橋九の二、一七の五、一七の九、一七の一六、一七の一九、一七の二七、一七の二八、一七の三七、一七の六七から一七の七三まで、二八の二、二九の二、字彼岸出二、一一の二二、一一の二三、一一の二五、一一の二八、一一の二九、一一の三一から一一の三八まで、字椎ノ木五の四、五の五、九、一五の二、一六の二、一七の二、字矢作**揃**一の一から一の三まで、一の七、一の八、一の二九から一の三二まで、一の三四、二三の一、二三の一三、二三の一五、字栗田一〇の九、一〇の一九から一〇の二一まで、一〇の二八、一八の二二、一八の四〇から一八の四三まで、字千平一の一、七の九、字西山八の二二、三三の一、字**祇**園出二五の六、字川手一の一、字林中二五、字小狭間一六、字戸井田三四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県豊川市萩町スカリ六三の一〇、六三の一一、六三の二五、塩ノ田一の五、一の九、五の五、三六の四、奥猿田四七の一九、四七の二〇、四七の二三から四七の二八まで、四七の六一、四七の六三、四七の六八、四七の七五、四七の七七、四七の七八、横山四の二、二二の五、二二の一〇、二二の一一、三一の二、三一の五、三一の七、三一の一一、三七の三、三七の一二から三七の一五まで、四五の二、四五の三、四五の一二、下西ノ谷七、八の一から八の四まで、四八の一、四八の五、四八の一三、四八の一四、四八の三六から四八の三八まで、四八の四五、四八の四八、四八の五〇、四八の五二、四八の五四、四八の五九、四八の六〇、四八の六九、四八の七四、牛沢三四の二五、三四の二六、三四の三二、三四の五七、三四の六二、五四の二、五四の三、後田奥一〇の一、六二の二、六三の一、寺山二五の二から二五の四まで、二五の一八、二五の二五、二五の二六、二五の三〇、二五の三三、二五の三四、二五の三七、二五の三八、二五の四〇、二五の四二、慈眼庵二一の三から二一の七まで、二一の二七、二一の三八、二二の二、上西ノ谷三九の七、三九の一六、五一、神田四〇の四から四〇の六まで、四〇の一〇、西馬場一八の一、俗甫六の一、二四の一、二四の二、大沢二三の二、二三の五、二三の八、三一、筑田二一の二、中屋敷一、一八、一九、東ノ谷一七の一四から一七の一六まで、一七の二一、一七の二四、一七の二七、堂ノ上三七の一、馬場一〇の一、油田二四の八、平尾町加茂根二二の一二四、樫上五二の三、親坂七〇の三八、七〇の五四、七四の五、七四の六、七四の二〇、七五の一、諏訪下一二の一、二〇の一、二六の一、二七の一、七二の一、大場沢六一の三から六一の六まで、六一の四〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）